

福岡県美しいまちづくり基本方針

目 次

美しいまちづくりを進めるにあたって～みんなで取り組む美しいまちづくり

第一部 美しいまちづくりの目標

私たちの美しいまちづくり

美しいまちづくりを進める三つの視点

- 1 『人々の美しさ』
- 2 『人がつくる美しさ』
- 3 『自然がつくる美しさ』

第二部 美しいまちづくりの進め方

美しいまちづくりに必要なこと

私たち一人ひとりの取り組み

- 1 県民・まちづくり団体・事業者の取り組み
- 2 市町村・県の取り組み

パートナーシップを活かした取り組み

- 1 さまざまなパートナーシップ
- 2 福岡県美しいまちづくり協議会

続けていくためのルールづくり

- 1 県民・まちづくり団体・事業者がつくるルール
- 2 市町村がつくるルール
- 3 県がつくるルール

美しいまちづくりを進めるにあたって～みんなで取り組む美しいまちづくり

これまでの経済性・利便性を優先したまちづくりは、めざましい経済成長を支える役割を果たし、その結果、だれもが物質的な豊かさを実感できるようになりました。

しかし、市街地では、無秩序な都市化が進み、周辺への配慮を著しく欠いた建築物や看板などがつくられてきました。かつてはにぎわいを見せていた地方中小都市の商店街の多くは、今ではシャッターが閉ざされたままの店舗が目立ち、人もまばらです。

また、農山漁村では人口流出に歯止めがかからず、人の手が行き届かなくなったふるさとの風景は、荒廃が進んでいます。

このような状況から、これからは、人々を惹きつけ、人と人とのつながりを大切にし、ゆとりや潤いなどの本当の豊かさを実感できるまちづくりが必要となっています。

私たち（県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県）は、それぞれが持つ力を合わせて、個性豊かで、美しく、誇りを持って次の世代に引き継ぐことができる社会を実現するために、美しいまちづくりを進めていきます。

この基本方針では第一部に私たちが目指す「美しいまちづくりの目標」を、第二部に私たちが取り組む「美しいまちづくりの進め方」を示しています。

第一部 美しいまちづくりの目標

私たちの美しいまちづくり

私たちが暮らす「まち」の、目に映る美しさは、暮らしの快適さを物語る大切な要素です。その美しさは姿形だけでなく、日々の暮らしの風景、自然環境、経済の発展を支えてきた産業、風習や文化などとともに醸し出されています。

この基本方針では「まちの美しさ」として、地域において活動する『人々の美しさ』、まちなみや建築物など『人がつくる美しさ』、そして『自然がつくる美しさ』の三つの視点を掲げ、これらが欠けることなく互いに組み合わせ、人々に愛され親しまれる美しいまちをかたちづくっていくことを目標としています。

その目標を実現していく「美しいまちづくり」とは、大切な風景やまちなみを次の世代に引き継いでいくことにとどまらず、ごみもなく、人々が挨拶をかわしあう安全で安心して住めるまちをつくるといったことも含んでいます。そうして人々の心の中に、そのまちに暮らす誇りと愛着が育まれることによって、訪れる人々、移り住む人々も増え、地域に活力が生まれます。「美しいまちづくり」は、時代の課題に応えるための大切な取り組みです。

その実現は、私たち一人ひとりがまず、まちに関心を持ち、みんなの共有の場でもあることを認識することから始まります。さまざまな立場や価値観をもつ人々が、暮らし、働いているまちについて意見を交わす場ができれば、美しいまちの姿はより具体的になるでしょう。そして、その姿を実現していくためには、まちに交流を生み出すさまざまな取り組みを行い、活動を続けていくためのルールをつくり、守っていくことが何より大切です。その方向性を示しているのが、この「美しいまちづくり基本方針」です。

福岡県では、この基本方針をもとに、県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県とがパートナーシップによる様々な取り組みを展開し、「美しいまちづくり」を力強く進めていきます。

美しいまちづくりを進める三つの視点

- 1 『人々の美しさ』

『人々の美しさ』とは、人の心を和ませたり、気持ちを高揚させたりする表情や姿、活動する様子などの美しさのことで、私たちの暮らしの中で普通に目にすることができます。子どもたちが遊ぶ姿や人と人があいさつを交わす様子、助けを必要とする人へのさりげない気づかいなど、人々の笑顔と交流がある風景は、美しいまちの要素として欠かすことができません。

また、人が働いている様子なども美しいまちの要素のひとつです。地域の活性化や住民どうしの交流を目的とした行事や、人々の幸せを願って各地で受け継がれてきた伝統的な祭や行事などに見られる美しさも、地域の特徴となっています。

(1) 活動する人々

私たち一人ひとりがごみなどをみだりに捨てない、そのまま見過ごさないという気持ち、落書きをしないといったモラルは美しいまちづくりには欠かせません。

地域の活動やボランティア活動として共同で取り組まれる清掃、緑化推進などの社会貢献活動は、良い環境をつくり出すだけではなく、人と人との良好な関係を保ち、環境への関心を高めるなど、社会の豊かさにつながっていきます。

また、それらの活動の様子は、人々の内面の美しさを映し出しています。

(2) 働く人々

人々が働いているときの動作、表情やまなざしなどにも人々の美しさが見られます。

田園や森林、漁場などにおいて、環境と対話しながら働いている人々の様子は、その背景とともに絵になる風景をつくります。さまざまな現場で、熟練した職人が見せる動作や真剣な表情、目標を成し遂げたときの喜びやほっとした表情なども見る人の心を打ちます。

威勢のいい呼び込みや軽快なやりとりで活気に沸く市場にも、そこで働く人々の美しさを見ることができます。

(3) 祭・行事を行う人々

福岡県には、重要無形民俗文化財として国が指定している多くの行事があります。

勇壮な祭として、夏には博多祇園山笠や戸畑祇園大山笠などが、寒い季節にも大善寺玉垂宮の鬼夜、筥崎宮の玉せせりなどがあります。

春日の婿押しは、新郎をはさんでもみあう楽しい祭です。一方で、ほとんど動きのない厳寒期のみやま市大江の幸若舞や優雅な八女福島燈籠人形のような祭もあります。

珍しい祭としては、山伏の修験道の荻田町等覚寺の松会や、四年に一度にしか見られない吉富町八幡古表神社の傀儡子の舞と相撲などもあります。

- 2 『人がつくる美しさ』

『人がつくる美しさ』とは、道路や建造物などの人間の手でつくり出すことができる美しさのことで、現代のまちなみから、歴史遺産など、さまざまなものがあります。これらは、歴史や伝統文化を尊重し維持していくものと、産業の振興、技術の進展や生活文化の変化に伴って大きく変わるものがあります。

また、人がつくる美しさは、自然がつくる美しさに対して、比較的自由に変えることができ、見る人によっては評価が大きく分かれるなどの特徴があります。

先人たちがつくった美しい景観を継承していくために、どのように保存し、活用していくか、また、景観上好ましくないものを改善して、新しい景観をどのようにつくり維持していくかで、人がつくる美しさは変わっていきます。

(1) 生活の場

住宅や商店、事務所などの外観や敷地内の植栽も、道路や川とともにまちの景観の重要な要素になっています。

一人ひとりの家の塀を生垣にしたり、庭木に配慮したりすることでつくられた緑あふれるまちなみは、ゆとりと潤いを感じさせます。また、住宅の高さや形状、色などをそろえ、地域特有の素材を活用するなど、周辺環境との調和が保たれた統一感のあるまちなみには、整然とした美しさを感じます。

これらのまちなみは、そこに住む人々の心の豊かさや、住む人どうしの良好な関係をうかがわせます。

(2) 経済活動の場

商業ビルやオフィスビルなどの大規模な建築物が、電線の地中化などにより整備された道路沿いに立ち並ぶ様子は、大勢の人々が行き交う背景として経済の活力を感じさせる都会の景観となっています。

また、さまざまな個性ある店が軒を連ねる商店街は、日常生活の舞台として幅広い世代が交流する生き生きとした暮らしの景観をつくっています。

夜になると、ビルの灯りはそこで働く経済を支える人々を感じさせ、街灯やライトアップされた建造物、飲食店などがひしめく繁華街などは、多彩な光によって昼間とは全く異なった表情を見せます。

(3) 歴史的・文化的な場

歴史遺産として保存されている数多くの遺跡や社寺などは、大陸文化との交流の窓口として古くから発展してきたことを示しています。歴史的な集落、まちなみの保存が取り組まれている例としては、うきは市筑後吉井や朝倉市秋月、八女市八女福島などがあります。

明治以降、日本の近代化を支え、重要文化財としても指定されている三池炭鉱^{みやはらこう}宮原坑や筑後川昇開橋^{しょうかいきょう}などの産業遺産、福岡県公会堂貴賓館や門司港駅などの建造物も時代を記憶する大事な資産です。また、身近なものとしては、まちの中の貴重な緑の固まりであり、安らぎの空間ともなっている鎮守の杜も、祭や伝統行事が行われる場として大事な役割を担っています。

最近では当時の暮らしをしのばせる古い民家などの建物や暮らしの息づかいが聞こえそうな路地も、後世に残していくべき景観として見直されてきています。

- 3 『自然がつくる美しさ』

『自然がつくる美しさ』とは、自然そのものや、自然と人とは深くかかわることで形づくられる美しさのことです。

福岡県には原生林といわれる、伐採などの手が一度も加えられていない天然の森林はほとんど

ないものの、自然が本来の姿を取り戻そうとする力によってできた原生に近い森も見ることができます。

また、私たちが心地良い自然風景と感じるものには、先祖代々、耕してきた田畑や、木を植え、育ててきた森や林、川やため池、里山など、人間の暮らしのすぐそばに存在するものも含まれます。これらは本来の自然の風景と一体になって、四季折々の美しさを形づくり、多様な生き物を育む、ふるさとという心の安らぎを私たちに与えてくれています。

自然が少ない都会では、路肩に生える草木や街路樹なども、そこに暮らす人に自然を感じさせる貴重な緑となっています。

(1) 山・山並み

冬でも濃い緑でうっそうとした森は、西日本一帯では見慣れた風景ですが、世界でも東アジアの一部にだけ存在するとともに貴重な森です。この森は深緑色で光沢がある葉を持つカシ、シイ、クス、タブなどの照葉樹によって構成されており、棚田なども、この森が育てた文化だといわれています。県内の山々は、ほとんどがこの照葉樹林とスギ・ヒノキの人工林とで覆われています。

県内には、佐賀県境の脊振山地、大分県境の英彦山地、熊本県境の釈迦岳山地・筑肥山地のほか、英彦山地から西へ伸びる古処山地、筑豊盆地と福岡平野に挟まれた三郡山地、および豊前平野と筑豊盆地に挟まれた福智山地などがあり、連なる山々が壮大な風景をつくり出しています。

また、国内有数のカルスト台地である平尾台は、羊が群れているような石灰岩の露頭や、鍾乳洞など特異な景観を見せています。

(2) 川・川沿い

県北では英彦山地に源を発する遠賀川が響灘へ注いでいます。遠賀川に沿って広がる筑豊地域は、日本の近代化を支えた炭坑地帯で、その名残のボタ山が今では自然と一体となっています。

県南では大分県の九重連山に源を発する筑後川が耳納山地の北を西進し、雄大な田園地帯である筑後平野をゆるやかに蛇行しています。急峻な矢部川は、堰の多さや上流部の石橋など、歴史的な風景が特徴となっています。また、これらの河口は低湿地の水を制御するための掘割が縦横に発達し、独特の農業文化を見ることができます。

(3) 海・海岸

県東部の周防灘は、遠浅で豊かな干潟を持ち、遠くに四国の山々もかすんで見えます。

玄界灘や響灘に臨む県北の海岸は半島と岬と弓状の砂浜が交互に連なる変化に富んだ海岸線を持っています。砂浜には防風林として植えられた松原があり、岬には荒波に浸食された岩が見事な風景をつくっています。

西南部の有明海は、江戸時代から続く干拓によってつくられた海岸線と、大きな干満の差や特有の地質によって出来る干潟が内海独特の風景をつくっています。また夕陽に照らされた海苔ひびの風景も有明海を代表するものといえます。

第二部 美しいまちづくりの進め方

美しいまちづくりに必要なこと

美しいまちづくりを進めるためには、まず私たちが、身近にあって見過ごしがちなまちの良いところに気づき、守り、あるいは、より良いまちへと改善していこうとする気持ちを持つことが大切です。さらに、これらの気持ちをまちづくりに活かしていくためには、私たち一人ひとりが主体となって考え出し、行動していくことが欠かせません。

最近では、自治会などの各地域単位でのまちづくりをはじめ、共通の目的意識を持つ人たちがNPOなどを組織して行う活動もますます盛んになってきており、地域のさまざまな課題、行政主体の施策のみでは対応できない問題を、自発的な取り組みによって解決していこうという気運が広がりつつあります。また、事業者においては、社会的責任への意識の高まりによって、地域に根ざした社会貢献活動が充実してきており、大学などの教育研究機関においても、美しいまちづくりに関する研究・調査・実践のほか、まちづくりを担う幅広い分野の人材育成が行われています。

これらのことから、今後のまちづくりは、県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県などの立場の異なる組織や人々がまちづくりの担い手として、明確な目的のもとにお互いに連携し協力し合う「パートナーシップ」が大事になります。また、都市と農山漁村など、異なる地域の人々が交流することによって、持続可能な社会の仕組みをつくっていくことも可能となります。

パートナーシップによって美しいまちづくりを進め、継続していくためには、みんなで守ることができる「ルール」が必要となってきます。まちづくりに関するルールには、パートナーシップを維持していくための仕組みとして協議会などを運営するために必要な規約などと、統一感のあるまちなみなどの美しいまちの保全・形成を継続していくために、守るべき建物の高さや色などの基準を定めた協定や計画などがあります。

私たち一人ひとりの取り組み

- 1 県民・まちづくり団体・事業者の取り組み

美しいまちづくりを進めるためには、県民みずからがまちづくりの担い手であることを認識することが、その第一歩となります。県民やまちづくり団体、事業者は、市町村や県などが実施する各種のセミナーなどに積極的に参加し、美しいまちづくりについて理解を深めることができます。

また、事業者は、県民、まちづくり団体、教育研究機関、市町村及び県などが行うまちづくりに関心を持ち、協力することが地域への貢献となります。そのためにも事業活動において地域の環境に配慮し、地域と調和する景観をつくっていくことが必要です。

(1) まちづくりへの参加

県民や事業者は、まちづくりの担い手として地域の自治会活動や地域で行われる清掃・防犯な

どの活動、まちづくりワークショップ¹などの取り組みに積極的に参加することができます。その際、県民や事業者がそれぞれの経験や立場、専門的な知識や技能を活かし、ときには行政や専門家などの協力を得ることで、より魅力的で美しいまちづくりを行っていくことができます。

(2) 団体どうしの交流・情報交換

まちづくり団体は、まちづくりの実践的活動の中心となる担い手です。このまちづくり団体の活動を継続的なものにするためには、県民の参加を広げ、団体の活動を活性化し、活動を支える人を増やすことが重要です。そのために団体どうしがネットワークをつくり、交流・情報交換を積極的に進めることが効果的です。

(3) 美しいまちづくりについての提案

県民やまちづくり団体は、まちづくりの担い手として地域の美しいまちづくりを進めるために、市町村や県が立案しているまちづくりに関する計画なども一定の条件を満たすことで提案することができます。

- 2 市町村・県の取り組み

市町村及び県は、地域に即したきめ細かな美しいまちづくりを行うために、地域におけるまちづくりの課題や県民の要望などを的確に把握するとともに、県民に対して美しいまちづくりのための方策を広く行き渡らせることが必要です。まちづくり団体、教育研究機関と連携し、まちづくりに取り組もうとする県民の「美しいまちづくり」への関心を高め、参加を促すことができます。また、まちづくりを進める上で意見をまとめるために必要な人材の育成やまちづくり団体の活性化のための支援などを行うことができます。

(1) 講習・研修などの実施

美しいまちづくりに関する次の事項について、県民や行政職員などに対して広く知らせる活動を行うことができます。

まちづくりに関する条例、規則、基本的な方針や計画など

まちづくりに関する法制度など（景観法²、都市計画法³など）

まちづくりの優れた成果や取り組み事例など

(2) 表彰などの実施

人々の生活と深く関わり、環境と調和して長い歳月をかけて風景を形づくっていく建築物などや、それ自体に魅力があり周辺の景観にも配慮されている広告物、美しいまちづくりを積極的に進めている活動団体や、生態系や環境に配慮し、美しさをつくり出している事業者などの功績について表彰を行うことができます。

1 ワークショップ

県民、県・市町村、専門家など地域に関わるさまざまな立場の人々が対等な立場で意見を交換し、まちづくりの計画案などを作成していく手法の一つです。一般の参加者が理解しやすい共同作業や勉強会などを通じて行います。

2 景観法

都市、農山漁村などにおける良好な景観をつくるため、景観計画を定めることや、その他の対策を講ずることを示した法律で、2004年に制定されました。

3 都市計画法

良好な環境を保ちながら都市を発展させていく計画が都市計画であり、都市計画法とは、都市計画を行う自治体に対し、土地利用や新たな建築物に関してそれを規制する権限を法的に示した法律で、1968年に制定されました。

(3) 学校教育へのサポート

美しいまちづくりは長期にわたり継続して行う必要があるため、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成が重要です。学校教育において、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちに、地域に対する愛着心や、まちづくりへの関心を持ってもらうために、その地域固有の伝統文化、歴史などの情報を提供することができます。また、まちづくりを進めるために、話し合いによってお互いの意見をまとめることの大切さなどを学ぶ教材や資料を提供することができます。

(4) まちづくり情報の収集・発信

県民・まちづくり団体・事業者の美しいまちづくりへの取り組みを支援・促進するために、美しいまちづくりに関する情報や研究成果などを収集・蓄積することができます。さらに、広報誌やインターネットなどを活用して、蓄積した情報や研究成果などを県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関に対して発信することができます。

(5) 団体どうしの交流・情報交換の促進

まちづくり団体どうしの交流・情報交換を促進するために、まちづくり団体が交流できる場や活動内容をアピールする機会などの環境を整えることができます。

(6) まちづくり専門家の派遣

県民・まちづくり団体がまちづくりに関する提案を行うときや協定を結ぶときに、専門的視点から助言や提案を行うまちづくり専門家の派遣を行うことができます。

パートナーシップを活かした取り組み

- 1 さまざまなパートナーシップ

まちづくりの主体となる県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県などは、パートナーシップにより美しいまちづくりに積極的に取り組み、各主体が適切に役割を分担することが必要です。その際、有識者をはじめ、まちづくりに携わることによって経験を積んだ専門家の助言や協力を得ながらパートナーシップによる取り組みを進めていくことで、さらに取り組みの充実や広がりを期待することができます。

これらのパートナーシップによる美しいまちづくりを効率的かつ確実に進めていくためには、美しいまちづくりに関して話し合い協力する場をさまざまな地域や局面において設けることが重要です。

地域において行われるパートナーシップによる取り組みは、目的に応じて次のようなものが考えられます。

(1) まちづくりのための計画などの立案

私たちがまちづくりを進めていくために必要となる計画などの案をつくっていくときに、ワークショップなどにより県民や行政などの立場の異なる人々が意見を出し合うことで、地域の課題や県民や行政が優先的に取り組むべきことが明らかになるなど、多くの人々が共感できる、より実現性が高く効果的な案がつけられることが期待できます。

(2) まちづくりに関する催しなどの企画・運営

セミナーやワークショップ、地域の祭や清掃活動・防災訓練などの催しは、パートナーシップによる取り組みによって質や魅力を高め、効果的で継続性のあるものにしていくことができると考えられます。さまざまな人々が企画・運営に関わることで参加者も増え、まちづくりに対する関心の高まりによる美しいまちの実現が期待できます。

(3) 公共施設の管理・運営

道路や河川、公園など、私たちの身近にある公共施設についても、その管理や運営をパートナーシップによって取り組むことで、行政では行うことが困難な、幅広い創意工夫による細やかで柔軟な対応が可能となり、訪れたり利用したりする人々の満足感が得られ、施設に対する関心や愛着心が高まることも期待できます。

- 2 福岡県美しいまちづくり協議会

まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県は、パートナーシップによる美しいまちづくりを進めるために、福岡県美しいまちづくり協議会を組織し、参加することで、次に示すような美しいまちづくりの推進に関する事項の連絡・協議・調整などを効率的に行うことができます。

美しいまちづくりを効果的・効率的に進めるために必要となる事例、先進的な取り組みや提案などの情報を共有すること。

美しいまちづくりを進めるために基本的な計画や事業に関する計画などを構成団体が作成する際に、求めに応じて協議や提案などを行うこと。

その他、美しいまちづくりを推進するための方策の協議やパートナーシップによる取り組みに関すること。

続けていくためのルールづくり

- 1 県民・まちづくり団体・事業者がつくるルール

県民、まちづくり団体、事業者は、地域の特性を十分に理解した上で、一人ひとりの立場を尊重し、話し合いながら、一定の区域について美しいまちづくりに関して相互に守るべき事項などを定める協定を結ぶことができます。協定では、美しいまちづくりのため、大切にすべきもの、守るべきもの、つくるべきものなどを明らかにし、建築物や植栽、看板などの位置、デザイン、材料などに関する事項及び美しいまちづくりを目的とする活動内容に関する事項などを定めます。その際、市町村は協定の締結を促すために、協定の内容に関し技術的助言や、その他必要な支援を行うことができます。

- 2 市町村がつくるルール

(1) 美しいまちづくり計画

市町村は、優先して美しいまちづくりを進める区域として、次のような区域を、「美しいまちづくり区域」に指定し、区域における景観に関する方針、まちなみを構成する重要な要素である屋外広告物などに関するルール、まちづくりに関する事業などを定めた計画を策定することができ

ます。

歴史的建造物などの修復・保存・活用などによって、美しいまちづくりを進める区域
大規模な開発において、周辺の自然環境に配慮し、美しいまちづくりを進める区域
再生すべき中心市街地において、美しいまちづくりを進める区域
既存の住宅地において、美しいまちづくりを進めるため、住民が活動している区域
その他、特に、美しいまちづくりを進める必要があると認められる区域

(2) 市町村による景観計画

市町村は、美しいまちづくりを効果的に進めていくために、景観行政団体⁴となり景観計画を策定し、景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、屋外広告物の表示などに関する事項などを定めることができます。景観計画の策定にあたっては、県が策定する景観計画との調整や県民、まちづくり団体及び事業者の意見を取り入れるための協議会を開催することができます。

- 3 県がつくるルール

県は、県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関及び市町村との連携・調整を図り、県民やまちづくり団体の意見を聞き、提案を受けながら、広域的な視点から美しいまちづくりのルールをつくる主体として、調和のとれた美しいまちづくりを実践していきます。

なお、県は美しいまちづくりのルールを策定する際などに意見を求める機関として有識者などからなる「福岡県景観審議会⁵」を運営します。

(1) 公共施設における景観づくりの指針

道路、河川、橋、公共建築物など各種の公共施設は、大規模で広域にわたるとともに、長期にわたって存続し、利用されるため、地域の景観に及ぼす影響が大きいと考えられます。また、県民の生活に直接利便性や快適性をもたらすため県民の関心も高いことから、美しいまちづくりに役立つような先導的な役割を担うべきであると考えられます。

このため県は、美しいまちづくりを積極的に進めるために、公共事業などの計画から実施・維持管理段階において景観に配慮すべき事項を定めた「公共施設における景観づくりの指針」を策定します。

なお、指針では公共施設の整備・管理において安全性、機能性、経済性ならびにユニバーサルデザインや環境への配慮に留意するだけでなく、自然、歴史、伝統など地域の個性にも十分に配慮します。

(2) 県による景観計画

県は複数の市町村にわたる広域的な景観を守り育てるために、関連する市町村の同意や協力を得た上で、景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、屋外

4 景観行政団体

景観行政団体とは、景観計画の策定など、景観法に基づく景観行政を担う主体です。具体的には、指定都市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となります。指定都市及び中核市以外の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となります。

5 福岡県景観審議会

福岡県美しいまちづくり条例によるもので、美しいまちづくりに関する重要な事項について調査・審議する機関であり、有識者などにより組織されます。

広告物に関する事項などを定めた景観計画を策定します。

なお、景観計画の作成にあたっては、県民、まちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県が一体となって地域独自の個性ある美しいまちづくりを進めるために、その地域における美しいまちづくりに関する協議会を組織します。